（電磁的記録の利用の方法）

第二十四条　法第十九条の政令で定める方法は、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とする。

一　電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取

二　電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

三　電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

（手数料の納付の方法）

第二十五条　法第二十条第一項の手数料は、第二条第一項第一号及び第二号に規定する施設において写しの交付を求める場合にあっては当該施設の属する行政機関の長が利用等規則で定める書面に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、その他の施設において写しの交付を求める場合にあっては当該施設を設置した独立行政法人等が利用等規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、同項第一号及び第二号に規定する施設において写しの交付を求める場合に納付するものにあっては、当該施設の属する行政機関の長が、当該施設において手数料の納付を現金でることが可能である旨を利用等規則で定める場合には、当該施設において現金をもって納めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

（行政文書ファイル管理簿に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の際現にある附則第六条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号。附則第四条第一項において「旧行政機関情報公開法施行令」という。）第十六条第一項第十号の規定により調製された帳簿は、行政文書ファイル管理簿とみなす。

2　前項の場合において、同項の帳簿に記載されている事項であって第十一条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定により記載されたものとみなす。

第三条　行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿（前条第一項の規定により行政文書ファイル管理簿とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る情報システムの整備に相当の期間を要する場合その他の第十一条第一項第七号から第十一号までに掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。この場合において、当該行政機関の長は、法第九条第一項の報告において、記載しない事項、当該事項を記載することが困難である理由及び当該記載を予定する日を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（法人文書ファイル管理簿に関する経過措置）

第四条　この政令の施行の際現にある法附則第六条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十三条第二項の規定に基づき旧行政機関情報公開法施行令第十六条第一項第十号の規定を参酌して調製された帳簿（第十一条第二項に規定する磁気ディスクに相当するものをもって調製されたものに限る。次項において「旧法人文書ファイル管理簿」という。）は、法人文書ファイル管理簿とみなす。

2　前項の場合において、旧法人文書ファイル管理簿に記載されている事項であって第十五条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定により記載されたものとみなす。

第五条　独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿（前条第一項の規定により法人文書ファイル管理簿とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る情報システムの整備に相当の期間を要する場合その他の第十五条第一項第七号から第十一号までに掲げる事項を法人文書ファイル管理簿に記載することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。この場合において、当該独立行政法人等は、法第十二条第一項の報告において、記載しない事項、当該事項を記載することが困難である理由及び当該記載を予定する日を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第六条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（法第二条第二項第三号の政令で定める施設）

第二条　法第二条第二項第三号の政令で定める施設は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第一項の規定により内閣総理大臣が指定した施設とする。

第三条の見出し中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改め、同条第一項中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に、「次に掲げる方法」を「公文書等の管理に関する法律施行令第四条に規定する方法」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第九条第二項第一号ニ並びに第三項第一号ロ、第三号ロ及びヘ並びに第四号ロからホまでの規定中「別表第一の」を「別表」に改める。

第十三条第一項第二号中「別表第一」を「別表」に改め、「（第十六条第一項第五号において単に「種別」という。）」を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一　一の行政文書ファイル（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書

第十六条を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（法第二条第二項第三号の政令で定める施設）

第一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第三号の政令で定める施設は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第一項各号に掲げる施設とする。

第二条の見出し中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改め、同条第一項中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に、「次に掲げる方法」を「公文書等の管理に関する法律施行令第六条に規定する方法」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第四号」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第八条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十二号を第四十三号とし、第三十三号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十二号中「前号」を「前二号」に、「歴史資料として重要な公文書その他の記録」を「公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条中第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。第十七条第一号において同じ。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第十七条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に、「歴史資料として重要な公文書その他の記録」を「公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　公文書等の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。